

## **第7回 藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会**

主 催：藤枝市 健康福祉部 地域包括ケア推進課  
と き：令和7年10月9日（木）午前10時～  
ところ：藤枝市生涯学習センター 第3会議室

### **1. 開 会**

### **2. 委員長あいさつ**

### **3. 健康福祉部長あいさつ**

### **4. 議事**

（1）藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり計画（案）について

①パブリックコメントの報告

②アウトカム指標について

### **5. 連絡事項**

（1）ほっかいどう希望大使 松本健太郎氏講演会について  
令和7年11月27日（木）13:30～ 藤枝地区交流センター

【次回開催日】

第8回藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会  
令和8年3月 日（ ） 時から

## 第6回（6月24日）委員会の意見のまとめ

No.	意見の内容（要約）	意見の反映状況
1	アウトプット、アウトカムという言葉の意味が分からない人もいると思うため、表現を変えるか、表現を変えないのであれば注釈を加える方が良い。	アウトプット指標に「目標に向けた取組の実施状況」、アウトカム指標の横に「目標の達成状況」と説明を追加しました。
2	重点目標1のアウトプット指標『会議や検討会、講演会等に参画した認知症の人の数』『認知症とともに生きることについて学び合った回数と人数』が、具体的にどのような機会のことを見ているのか。	それぞれのアウトプット指標が示しているものを、別紙にまとめます。
3	どのようにアウトカム指標の数値を拾うのか。アウトプット指標で掲げられているような学び合いの機会に参加した人にアンケートを実施し、数値を拾うか。	今年度「第10次ふじえだ介護・福祉プラン21」の策定にあたりアンケート調査を行うため、本計画のアウトカム指標についても調査項目に入れ実施する予定です。質問の内容や形式等については、今後検討を進めています。
4	アウトプット指標に挙げられている学び合い等に参加した人と、アウトカム指標の調査の対象者が異なると、取組によってどのような成果が出たのか結びつきが難しいと考えられる。学び合いの機会等に参加している人にもアンケート調査の実施が必要ではないか。	ご意見のとおり、取組の評価や事業の検討にあたり、今後学び合いの機会等でもアンケートを実施していきます。
5	主な取組は具体的な記載がされているのに対し、成果指標は具体的な記載がされていないと思う。具体的に成果指標を挙げる方が良いのではないか。	成果指標（アウトプット指標）については、「主な取組」ごとに設定しているものではなく、「重点目標」に対して、どのような変化や成果があったかを把握するために設定しています。 そのため、「主な取組」にすべて直接結びつく形では設定していませんが、「主な取組」の進捗状況や具体的な取組内容については、委員会において確認・評価を行っていきます。
6	市民全体に共通理解を測るためにも、市が誰を対象に何をどのくらい行い、どのような成果が出たのか市民に伝わるような表現にする必要があると思う。『条例の考え方の普及・啓発』と記載されているが、成果指標にはそれを測るもののが無いため、重点指標や主な取組が	5と同様です。 成果指標としては、「希望ある認知症観の普及と理解の深化」についてのアウトカム指標として『「希望ある認知症観」を理解している人の割合』としています。 ご意見をもとに「主な取組」の進捗状況や具体的な取組内容については委員会において確認・評価を行います。

	アウトプット指標と連動している方が分かりやすいように感じた。	がら、市民にも広く発信していきます。
7	アウトカム指標『認知症の人が外出や買い物、地域活動などの自分のやりたいことを実現できていると思う人の割合』について、認知症の人をどのように抽出していくのか。	認知症の人に対する調査ではなく、認知症の人の社会参加の状況について、市民の認識を把握する質問です。
8	アウトカム指標の『認知症の人が外出や買い物、地域活動などの自分のやりたいことを実現できていると思う人の割合』について、認知症ではない人から見て実現できているかと、認知症の人や家族から見て実現できているかが乖離したときに、本当に認知症の人にとって住みやすいまちになっているのかと考えると、アンケートだけで評価するのか難しさがある。今後考えていく必要があると思う。	ご意見のとおり、市民の実感と、認知症の人や家族等の実感は異なるものであります。既存の「ふじえだ介護・福祉ぷらん 21」のアンケートでは対象者が限定されているため、今回は市民の認識の調査を行いますが、ご意見を踏まえ「施策を進める上での基本方針」のとおり、社会参加の現状について、認知症の人や家族等の声を聴くなど、多角的に評価を行っていきたいと考えております。
9	具体的に数字を出すには、既存の取組に対してどのような成果が出ているかを示す方が集計はしやすいのではないか。例えば、地域で認知症の人を見守る人の人数や夜間外出したまま行方不明になることに備えた工夫等をアウトプット指標やアウトカム指標でより具体的に示した方が、認知症の人の目線からだと、施錠の促しやSOSネットワーク等は管理されているような印象を受けるかもしれないが、市民全体の目標として掲げるのであれば、そのような指標も良いのではないか。	本計画の成果指標は、「重点目標」に対してどのような変化や成果があったかを把握するために設定しております。 ご提案いただいた、地域での見守り体制の充実や夜間の安全対策については、認知症になってからも安心して暮らし続けるために非常に重要な視点であると認識しています。今後、計画の趣旨を踏まえながら、外出についての具体的な取組を進める中で、検討していくと考えております。
10	主観的な指標と客観的な指標ではズレが生じることがあるため、はじめは主観的な指標も良いが、取組を進めていく中で、既存のデータを基に客観的な指標に変えていくことが柔軟に出来るような枠組みがあると良い。	主観的な指標と客観的な指標にはズレが生じることがあるという点については認識しています。本計画では市民や認知症の人の実感を反映する主観的な評価を重視しつつ、多角的な評価を進めています。
11	ふじえだ介護・福祉ぷらん 21 は、65 歳以上の市民にアンケートをとるのか。	前回の調査では、一般高齢者、総合事業対象者・在宅要支援認定者、在宅要介護認定者、介護支援専門員、介護保険サービス事業者を対象に実施したが。第 10 次の調査では、2 号被保険者も対象とするかについて今後検討をしていきます。

12	<p>成果指標の目標値の基準はどのように出して いるのか。</p> <p>5年間の間で、目標値とのズレが生じた場合、 中間見直し等はするのか。</p>	<p>これまでの実績を参考とし、今後の主な取組も併せて 算出しています。</p> <p>目標値は計画期間である5年間は変更しませんが、中 間見直しの段階で、達成ができない場合はその要因の 分析を行い、達成できた場合は今後さらにどのように 進めていくのかについて委員会で検討をしていきま す。</p>
13	<p>重点目標3のアウトプット指標『意思決定支 援について学び合った回数と人数』は、支援者 側が本人の意思を尊重しながら本人が希望を もって生きられるようにマネジメントや支援 の現場で実践していく基礎となる学び合いを する、ということを示していると思うが、それ が5年間で3回という目標で実現できるのか と不安に感じる。意思決定支援について、所属 団体ごとにも学び合う機会を設けられること もできると思う。</p>	<p>成果指標の目標値は、単年度の目標値として設定して います。単位が不足しておりましたので、記載しまし た。ご意見のとおり、所属団体等での学び合いが広が っていくことは重要であると考えており、取組を進め ていけるよう働きかけを行います。今後、数値目標に ついても改めて検討を行います。</p>
14	<p>重点目標1の重点施策2『学び合いの機会の 創出』では、若い世代の理解が深まるように取 り組んでもらいたい。</p>	<p>若い世代への理解促進は、共生社会の実現に向けた大 切な観点と捉えております。今後は、教育分野や産業 分野と連携しながら、若い世代も認知症について学び 合える機会をつくっていけるよう取り組んでいきま す。</p>
15	<p>重点目標3の取組の方針に『認知症の人が自 分の思いを伝えることが難しくなってから も、尊厳や思いが尊重される体制づくりを進 めていきます』とあるが、アウトカム指標では 『自分が認知症になったとき、身近な人に気 持ちを伝えられると思う人の割合』となって いる。思いを伝えられなくなった時もその人 の尊厳を尊重することが大切であるため、こ れが測れるようなアウトカム指標があると良 い。</p>	<p>認知症の人が周囲の必要な人に安心して自分の思い等 を伝えられることが、将来的にその方の尊厳や意思が 尊重される環境づくりの基盤になるとの考え方から、現 在のアウトカム指標を設定しています。</p> <p>認知症の人が「意思を尊重されているか」「尊厳が守ら れているか」といったことを、量的に指標化すること には難しさがあるため、重点目標3の「重点施策3.意 思決定支援の理解の促進と実践の推進」において関係 者全体で認知症の人との対話や関わりを通じて、その 思いや状況を丁寧に確認し合えるような取組を検討し ていきます。</p>

## アウトプット指標（目標に向けた取組の実施状況）の具体的な内容について

### ● 重点目標1 希望ある認知症観の普及と理解の深化

アウトプット指標 (目標に向けた取組の実施状況)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	具体的な内容
会議や検討会、講演会等に参画した認知症の人の数	20人	30人	会議や出前講座、研修、講演会等や、冊子の作成等の認知症施策に参画した認知症の人の延べ人数。
認知症とともに生きることについて学び合う会の回数と人数	回数：7回 人数：451人	回数：12回 人数：700人	出前講座、福祉教育、認知症センター養成講座、研修や講演会等の開催数と参加者の延べ人数。(地域包括支援センターが実施する講座等も含む)

### ● 重点目標2 一人一人の個性と力を生かした社会参加の促進

アウトプット指標 (目標に向けた取組の実施状況)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	指標の内訳
バリアフリー化に向けた検討会を開催した回数	-	5	分かりやすいリーフレットや掲示物等の作成や、安心して外出できる屋内外の環境づくり等、認知症の人の生活におけるバリアフリー化に向けた検討や取組の開催数。
家族等の声をもとに仕事と介護の両立について検討した回数	-	3	介護しながら働き続けられる環境整備に向けて、仕事と介護の両立に必要な支援や環境等についての検討や研修等の開催数。

● 重点目標3 安心して思いを伝えられる環境づくりの推進

指標 (目標に向けた取組の実施状況)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	指標の内訳
認知症の人同士の交流会等への認知症の人の参加人数	86人	118人	本人ミーティングやさくらの会（若年性認知症の人と家族の交流会）等の本人同士の交流の場に参加した、認知症の人の延べ人数。
家族同士の交流会等への家族等参加人数	91人	106人	ケアラーズカフェやさくらの会（若年性認知症の人と家族の交流会）等の家族同士の交流の場に参加した、家族等の延べ人数。
意思決定支援について学び合った回数と人数	回数：1回 人数：28人	回数：3回 人数：60人	意思決定支援に関する研修や検討会を開催した開催数と参加者の延べ人数。

# パブリックコメントの結果公表

資料3

施策担当課→市民

案件名	「藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり計画」（案）
「藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり計画」（案）に対し、ご意見をいただきありがとうございました。 提出された意見の内容（要約）及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。	

## パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	1人
(2) 提出された意見の数	2件
意見の反映状況	
(1) 反映した意見	0件
(2) 既に盛り込み済みの意見	1件
(3) 今後の参考とする意見	1件
(4) 反映できない意見	0件
(5) その他（質問含む）	0件

## 意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	なぜ認知症を特に取り上げるのか、計画の必要性を市民が理解しやすい形で説明してほしい。	市では、高齢化の進展に伴い、認知症が誰にとっても身近な課題となることから、国の方針に基づき独自の計画を策定しています。介護や健康づくり施策との関わりについても計画の中で位置付けを示しており、今後も市民の皆さんに分かりやすく伝わるよう、丁寧に説明を続けて参ります。	(2) 既に盛り込み済みの意見
2	介護予防や健康増進に力を入れ、市民が楽しみながら健康維持に取り組める仕組みを検討してほしい。	介護予防や健康づくりは、市民の健康寿命の延ばすうえでとても大切です。本計画と併せて、「ふじえだ介護・福祉ぷらん21」や「元気ふじえだ健やかプラン」などで取り組んでおり、いただいたご意見も、今後の取組をより充実させるための参考とさせていただきます。	(3) 今後の参考とする意見

## 意志決定後の計画、策定案の内容

資料	藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり計画（案）
----	----------------------------

意見公表場所	市ホームページ、市役所行政情報コーナー、市民活動団体支援室、岡部支所、文化センター、各地区交流センター、地域包括ケア推進課
--------	---

担当課	藤枝市 健康福祉部 地域包括ケア推進課 医療・介護連携係（担当者：吉電話 : 054-643-3225（内線4252）電子メール : <a href="mailto:chiikicare@city.fujieda.lg.jp">chiikicare@city.fujieda.lg.jp</a>
-----	---

資料 4

◆ 第9次ふじえだ介護・福祉ぶらん21（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）の調査について

計画の策定にあたり、今後の高齢者福祉施策の検討と本計画策定の基礎資料とする目的として、本市在住の高齢者のほか、介護サービス提供に関わる専門職や事業者等を対象としたアンケート調査を実施。

● 各種調査の概要

	調査対象	調査期間 調査方法	配付数 (件)	回収数 (件)	回収率 (%)
1	一般高齢者 (65歳以上の市民)		3,000	2,160	72.0
2	総合事業対象者・在宅要支援認定者 (藤枝市介護予防・日常生活支援総合事業の対象となっている人及び在宅で生活している要支援認定者)	令和5年 1月12日 ～ 1月27日 郵送配布 郵送回収	700	525	75.0
3	在宅要介護認定者 (在宅で生活している要介護認定者)		1,300	732	56.3
4	介護支援専門員（ケアマネジャー） (本市に所在地を置く居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャー全員)	令和5年 4月13日 ～ 4月28日 郵送配布 郵送回収 ※一部Web 回収	152	115	75.7
5	介護保険サービス事業者 (本市に所在地を置く住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の介護保険サービスを実施する事業者全数)		193	128	66.3

◆ 第10次ふじえだ介護・福祉ぶらん21（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）の調査について

## 重点目標1 希望ある認知症観の普及と理解の深化

- ・アウトプット指標（目標に向けた取組の実施状況） （単位：延べ人数/年、延べ回数/年）

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
会議や検討会、講演会等に参画した認知症の人の数	20人	30人
認知症とともに生きることについて学び合う会の回数と人数	回数：7回 人数：451人	回数：12回 人数：700人

- ・アウトカム指標（目標の達成状況）

指標
認知症になってからも、希望を持って自分らしく暮らし続けることができると思う人の割合

### 【調査案】

- 「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」と思いますか。
- ・そう思う。
  - ・どちらかといえばそう思う。
  - ・どちらかといえばそう思わない。
  - ・そう思わない。
- 認知症について、どのような印象や考え方をお持ちですか。あてはまるものを全て選んでください。
- ・認知症は誰もがなる可能性があり、自分にも関係があると思う。
  - ・認知症があっても、できることを続けられると思う。
  - ・認知症があっても、希望を持ちながら自分らしく暮らし続けられると思う。
  - ・認知症があると、暮らしの多くは難しくなると思う。
  - ・認知症は自分には関係ないと思う。
  - ・よく分からない。

## 重点目標2 一人一人の個性と力を生かした社会参加の促進

### ・アウトプット指標（目標に向けた取組の実施状況）

(単位：延べ回数/年)

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
バリアフリー化に向けた検討会を開催した回数	—	5
家族等の声をもとに仕事と介護の両立について検討した回数	—	3

### ・アウトカム指標（目標の達成状況）

指標
認知症の人が外出や買い物、地域活動等の自分のやりたいことを実現できていると思う人の割合

### 【調査案】

- あなたの住む地域では、認知症の人が外出や買い物、地域活動などの自分のやりたいことを実現できていると思いますか
- ・できていると思う。
  - ・どちらかといえばできていると思う。
  - ・どちらかといえばできていないと思う。
  - ・分からない。

### 重点目標3 安心して思いを伝えられる環境づくりの推進

#### ・アウトプット指標（目標に向けた取組の実施状況）

（単位：延べ人数/年、延べ回数/年）

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
認知症の人同士の交流会等への認知症の人の参加人数	86人	118人
家族同士の交流会等への家族参加人数	91人	106人
意思決定支援について学び合った回数と人数	回数：1回 人数：28人	回数：3回 人数：60人

#### ・アウトカム指標（目標の達成状況）

指標
自分が認知症になったとき、身近な人に気持ちを伝えられると思う人の割合

### 【調査案】

- あなた自身が認知症になったとき、認知症であることや自分の思いを、身近な人に伝えられますか？
  - ・そう思う。
  - ・どちらかと言えばそう思う。
  - ・どちらかと言えばそう思わない。
  - ・そう思わない。
  
- あなた自身が認知症になったとき、認知症であることや自分の思いを伝えたいと思う相手は誰ですか。あてはまるものを全て選んでください。
  - ・配偶者・パートナー
  - ・子ども
  - ・その他の家族（兄弟・孫など）
  - ・友人・知人
  - ・医療や福祉専門職（医師・看護師・ケアマネなど）
  - ・地域の仲間やコミュニティ
  - ・その他

要予約

# 知ろう！話そう！ 認知症とともに 生きること



講師

岡部町出身!!

## 松本 健太郎 氏 (ほっかいどう希望大使)

51歳。静岡県静岡市生まれ。小学5年生から18歳まで岡部町で過ごす。

48歳の時に、若年性アルツハイマー型認知症と診断を受け、家族や病院、職場の理解とサポートにより仕事を続け、生活している。

認知症になってからも希望を持って暮らしていくことを発信する「ほっかいどう希望大使（認知症本人大使）」に任命され、認知症当事者の方々やご家族などに希望をもたらし、認知症の人への理解を深める役割を担っている。松本さんの経験を記録したブログ「あるつは今」を公開中。

とき

2025年11月27日(木) 13:30 - 15:30 (開場 13:00)

ところ

藤枝地区交流センター 集会室（藤枝市五十海3丁目12-1）

内容

第1部 認知症とともに働く～わたしのセカンドストーリー～  
第2部 "Talk with"みんなで話そう！

対象

藤枝市在住の方  
藤枝市に通学・通勤をしている方

定員

50名

参加費  
無料

※定員になり次第、締め切らせていただきます。  
※駐車場に限りがございますので、乗り合わせでの  
ご来場にご協力ください。

ご予約・お問合せ先

藤枝市地域包括ケア推進課

TEL 054-643-3225

こちらからでもご予約できます⇒



# **藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり計画（案）**



はじめに

令和7年〇月

藤枝市長 北村 正平

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1－1 計画策定の背景と目的.....	1
1－2 計画の位置づけ .....	3
1－3 計画の期間 .....	3
1－4 計画の策定過程 .....	4

## 第2章 基本的な考え方

2－1 目指すまちの姿（将来像） .....	7
2－2 基本理念（条例第3条） .....	7
2－3 施策を進める上で基本方針（4つの柱） .....	8
2－4 施策の体系図 .....	9

## 第3章 重点目標と重点施策、主な取組、成果指標

重点目標1 希望ある認知症観の普及と進化.....	10
重点目標2 一人一人の個性と力を生かした社会参加の促進.....	13
重点目標3 安心して思いを伝えられる環境づくりの促進.....	16

## 第4章 計画の推進にあたって

4－1 計画の推進体制・進行管理.....	19
4－2 S D G sの推進 .....	20

## 第5章 資料

5－1 藤枝市のこれまでの認知症施策の経過 .....	21
5－2 国の動向について .....	22
5－3 藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり条例.....	24
5－4 藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会規則.....	26
5－5 藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員名簿.....	28
5－6 他計画との連動について .....	29

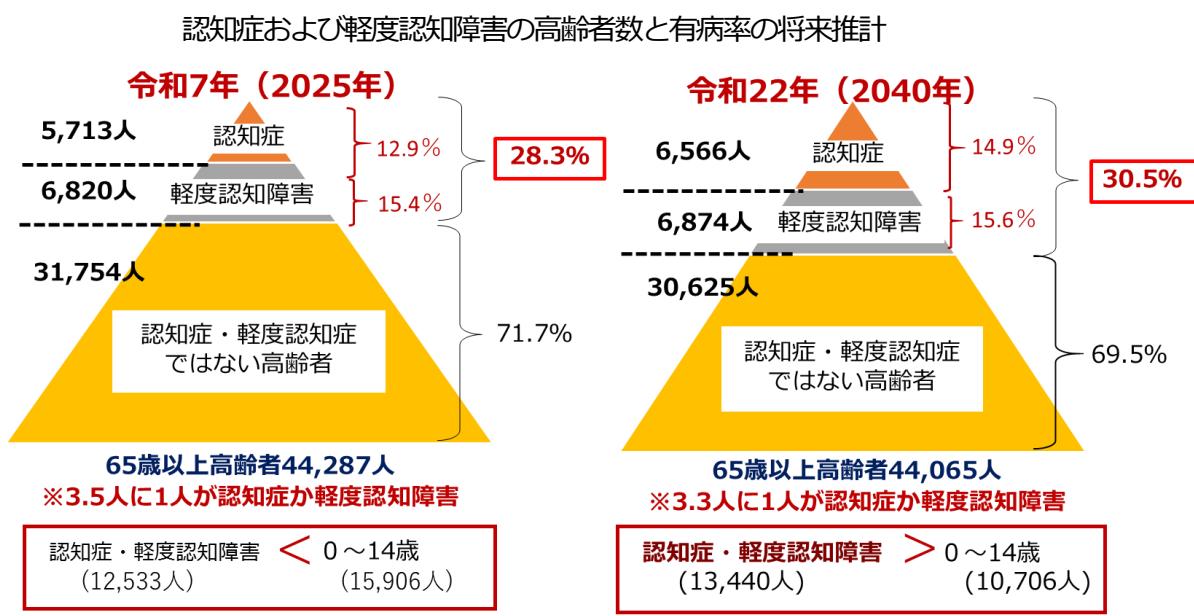
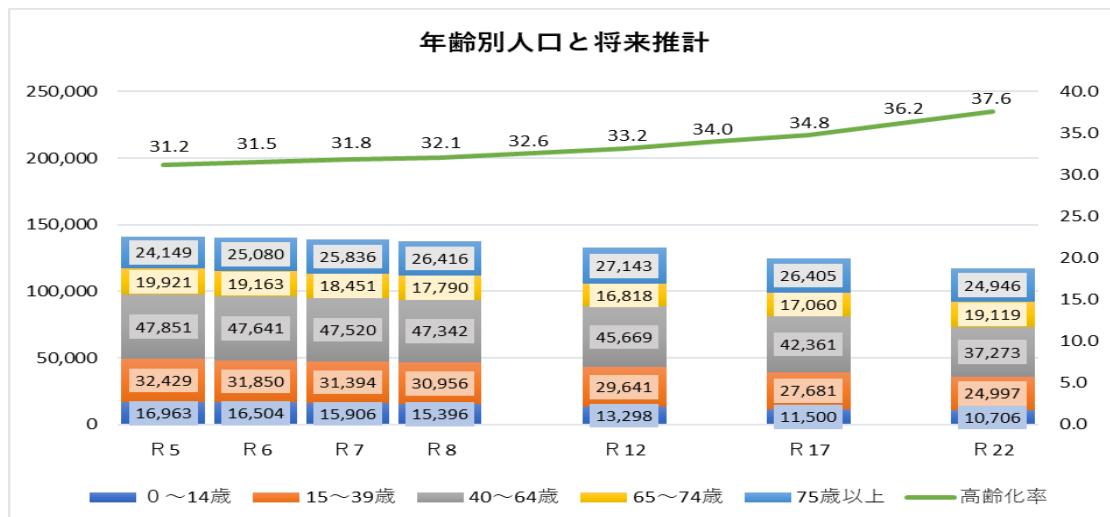
# 第1章 計画の策定にあたって

## 1-1 計画策定の背景と目的

わが国では、急激な高齢化の進展に伴い、認知症の人の数も増加しています。国の推計によると、2040（R22）年には認知症の人が約584万人、軽度認知障害の人が約613万人に達し、高齢者の3.3人に1人が認知症又は軽度認知障害になると見込まれています。

本市においても総人口が減少傾向にある一方で高齢化率は年々上昇しており、2040（R22）年には37.6%に達すると予測されています。認知症または軽度認知障害の人の数が年少人口を上回り、1万3千人（国の推計値）に達することが見込まれています。

年齢にかかわらず、自分自身や家族、友人、職場の同僚や顧客等、誰もが認知症になる可能性があり、認知症を「自分ごと」として考える必要があります。



本市ではこれまで、「ふじえだ介護・福祉ぷらん 21」等の計画の中で、高齢者の健康づくりや自立支援・重度化防止等、地域包括ケアシステムの深化を図る取組を推進してきました。認知症施策においても認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会の実現に向けて、認知症に関する理解の促進、認知症の人や家族が交流できる体制づくり、認知症の人が早期に必要な社会資源につながるための医療・介護サービス等の関係機関との連携体制の構築等、さまざまな事業に取り組んできました。

令和6年4月には、認知症の人を含む全ての市民が個性と能力を発揮し、自分らしく暮らすことができる活力ある共生社会の実現を目指し、認知症施策を中長期的かつ総合的に推進するため、条例を施行しました。

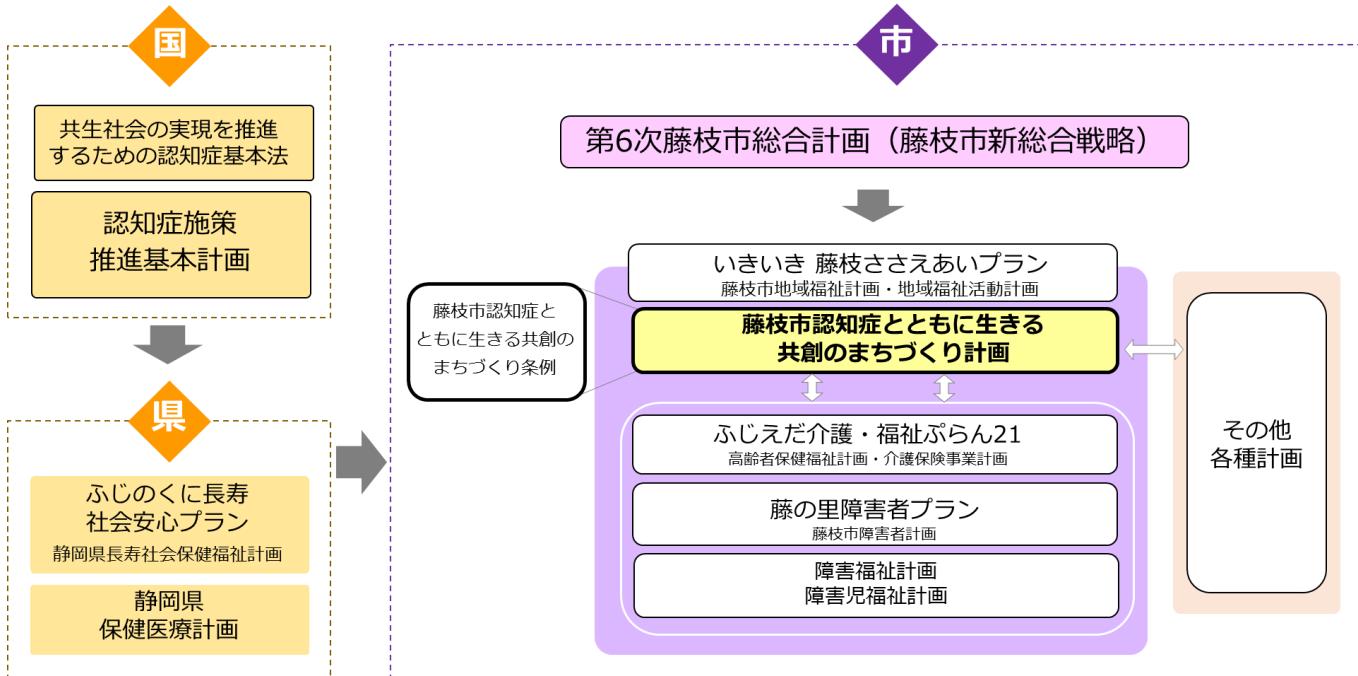
認知症になつたら何もできなくなるのではなく、「認知症になってからも、一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができる」という新しい考え方を、本市では「希望ある認知症観」として位置づけ、認知症の人の声を起点とし、対話を重ね、共に認知症施策の立案等を行う体制を整えていきます。

今、認知症とともに生きている人も、これから認知症になるかもしれない人も、誰もが「安心して認知症とともに生きることができるまち」を目指し、一人一人が個性と能力を発揮し、創意工夫により新たな発想や取組、仕組みを創出する“共創”により、本計画において認知症施策を医療・福祉だけでなく、暮らしに関わるさまざまな分野にまたがる取り組みとして、総合的に推進していきます。

## 1 – 2 計画の位置づけ

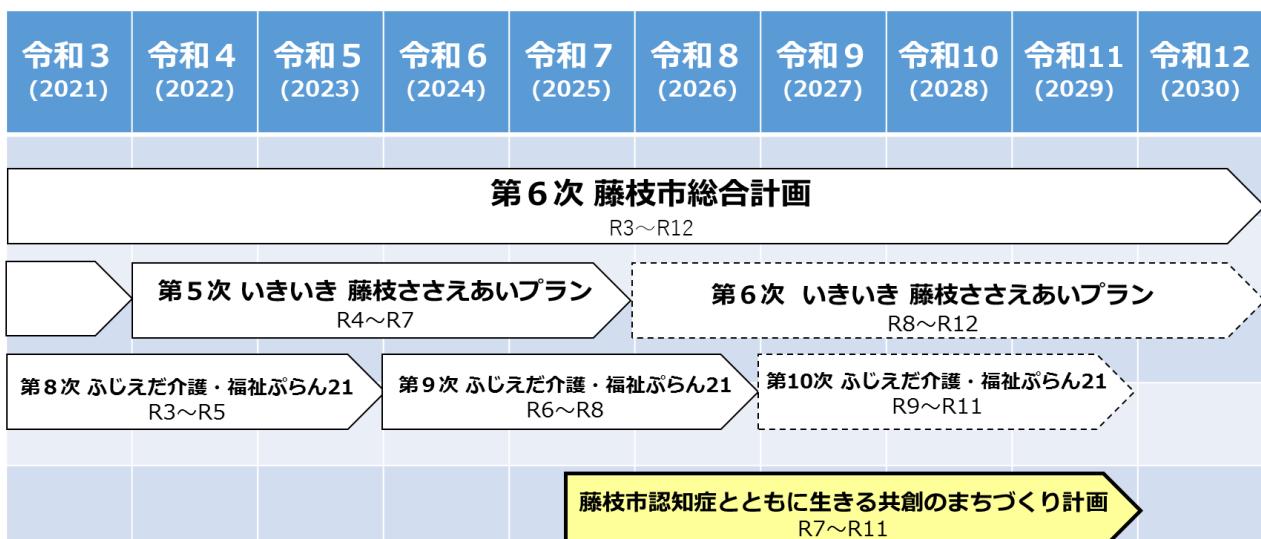
本計画は、認知症基本法及び条例に基づき、本市の上位計画である「藤枝市総合計画」及び「いきいき藤枝ささえあいプラン」と整合を図りながら、「ふじえだ介護・福祉ぶらん 21」、「藤の里障害者プラン」等の関連計画との連動・調和を図っています。

### ■本計画の位置づけ



## 1 – 3 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とします。



## 1 - 4 計画の策定過程

本計画を策定するにあたり、認知症の人や家族、市民、企業、事業所、医療・福祉の関係機関等のさまざまな立場の人で構成された、「藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会」(条例第10条に基づく)を設置し、検討を重ねてきました。さらに、市民を対象にワークショップを開催し、認知症の人の経験や声をもとに、さまざまな世代や立場の人と対話を重ね、その意見を本計画に反映しています。

認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会の開催状況について	
<b>令和6年</b> 7月 17日	「藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会準備会」 ・条例及び認知症基本法についての理解を深める (※市役所各課職員も参加)
8月 8日	・計画づくりを進めていく上で大切にしていきたいことについて話し合う
10月 16日	・計画づくりを進めていく上で大切にしていきたいことの共有 ・計画づくりの進め方について話し合う
<b>令和7年</b> 1月 8日	・第1回 認知症とともに生きる共創のまちづくりワークショップの振り返りと意見のまとめ
3月 13日	・第2回認知症とともに生きる共創のまちづくりワークショップの振り返りと意見のまとめ
5月 15日	・藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり計画（案）について話し合う
6月 24日	・藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり計画（案）について話し合う
10月 9日	・藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり計画（案）パブコメ結果報告

認知症とともに生きる共創のまちづくりワークショップの開催		
<b>第1回</b> 駅南図書館 令和6年12月15日	<b>延べ 104 名が参加</b> 10代～80代の認知症の人や家族、市民、学生、お店や企業、医療や介護従事者、市役所職員が参加	・認知症の本人によるリレートーク 「私たちが思う～認知症とともに生きる共創のまち～」 ・グループワーク
<b>第2回</b> 生涯学習センター 令和7年 2月 3日		・トークセッション「暮らしやすいまちを共に創る」 ～認知症の人・家族・企業それぞれの立場から～ ・グループワーク

- 認知症とともに生きる共創のまちづくりワークショップの様子

**認知症の本人によるリレートーク**

～本人が生活の工夫や日頃の思いを伝える～

**トークセッション**

～認知症の人、家族、企業がそれぞれの立場から  
暮らしやすいまちに必要なことを考える～



**グループワーク**

- ・安心して認知症とともに生きることができるまちに必要なこと
- ・わたしたちができること～それぞれの立場を生かして～



- 認知症とともに生きる共創のまちづくりワークショップに参加した中学生の感想

突然ですが、認知症と聞いて皆さんはどういう印象を持ちますか？

夢や希望を失ってしまうというマイナスなイメージを持っている人が多いと思います。

私もこの講習会に行くまでは、実は、マイナスなイメージを持っていました。

実際に認知症の人の話を聞き、認知症に対してのイメージが私の中で変化しました。認知症の人は生活する中で様々な工夫をしていました。例えば、買い物に行き、支払いをする際にお財布の中身を見せて店員さんにお金を取ってもらうという工夫をしています。そのため、「助けて」「ごめんね」「ありがとう」などの言葉をたくさん発する場が増えたようです。

周りの人がとても親切にしてくださるためとても嬉しいと言っていました。

しかし、自分ができることは自分でやるようにしたいので、先回りにしてやるのではなく、本当に困ったときに助けてほしいと言っていました。

また、認知症は辞書で調べても人生の終わりのような意味が書いてあることが多いですが、「認知症は不便ではあるが不幸ではない」という言葉があるように、不幸ではないためそのような感じには思わないでほしいと言っていました。

自分一人だけの力では難しいこともあるので、長時間かかってしまうこともありますが、周りの人に支えてもらいながら生きていることを知りました。

認知症の人の前向きな姿を見て私はとても感銘を受けました。

グループワークを行った際、私たちができることや私たちのまちについて考え、意見交流をしました。自分以外の人の意見を聞くことができ、障害について興味がさらに高まりました。

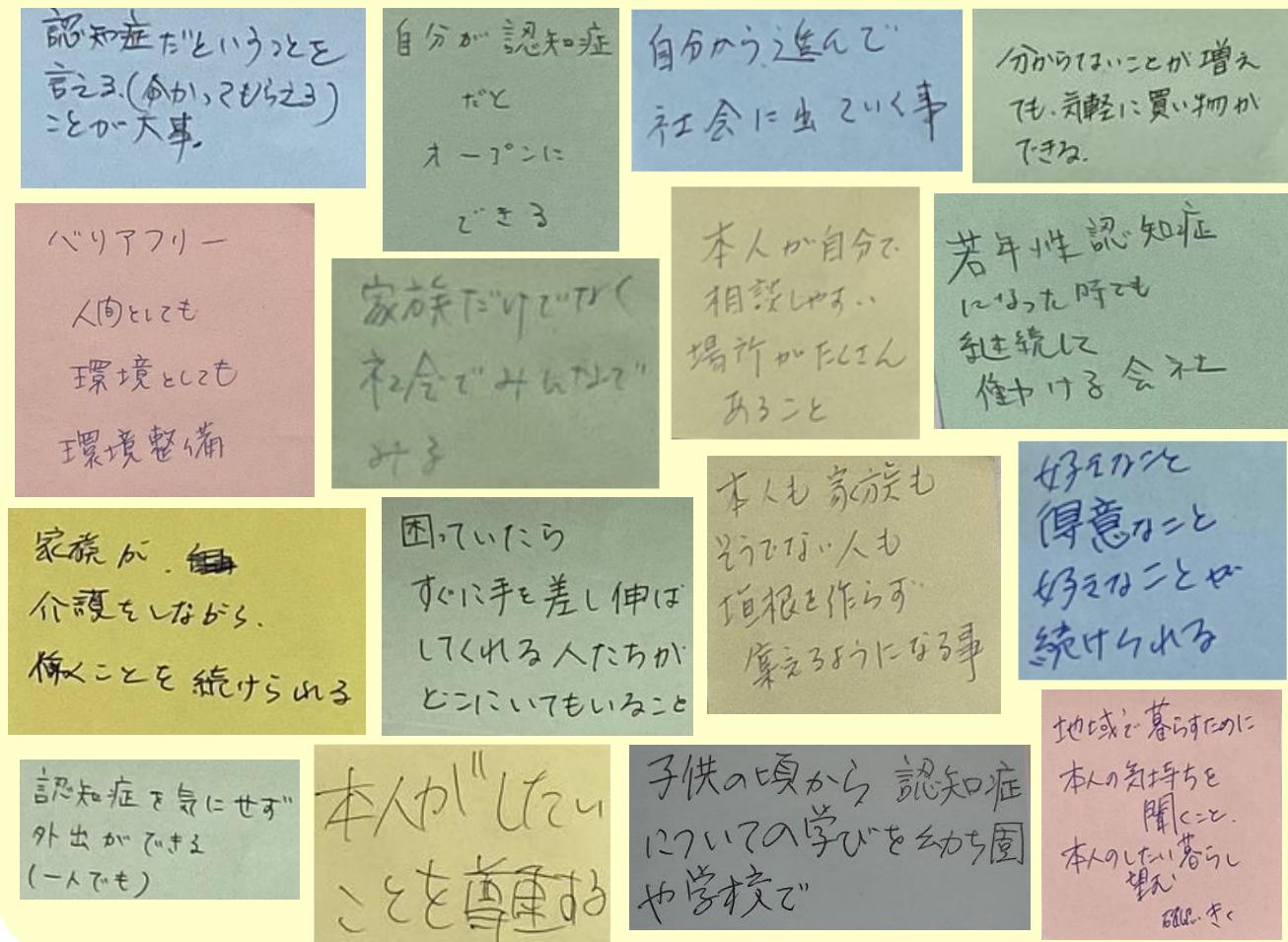
## 第2章 基本的な考え方

### 2-1 目指すまちの姿（将来像）

## 安心して認知症とともに生きることができるまち

### ワークショップ参加者の声

～安心して認知症とともに生きるまちに必要だと思うこと～



### 2-2 基本理念（条例第3条）

- (1) 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、その個性と能力を十分に發揮し、様々なことに挑戦し、自分らしく暮らし続けること。
- (2) 認知症とともに生きることへの多様な主体の理解を深め、世代や立場を超えて、全ての市民が暮らしやすいまちを共創すること。

※共創：市及び多様な主体がそれぞれの個性と能力を發揮し、創意工夫により新たな発想や取組、仕組みを創出すること。

## 2-3 施策を進める上で基本方針（4つの柱）

### ○ 認知症の人の経験や声に基づいて施策と共に考えること

認知症の人の声に丁寧に耳を傾け、実際の経験や考えをもとに、認知症の人や家族等と共に取組を構築し推進していきます。

### ○ 認知症を誰もが自らに関わりのあることとして捉えること

一人一人が認知症を「自分ごと」として捉え、身近なこととして理解を深め、主体的に向き合う姿勢を大切にします。

### ○ 「希望ある認知症観」に立ち、施策の方向性を検討すること

「認知症になってからも希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」という理念を基本に据え、認知症の人の視点に立った施策を推進します。

### ○ 世代や分野を超えた連携により、地域全体で横断的に取り組むこと

福祉・医療・教育・地域活動等認知症の人の暮らしに関わるあらゆる分野で、多様な立場の人々が協働し、世代を超えて取り組む仕組みの構築を目指します。

#### ☆ 希望ある認知症観

これまで社会に根強くあった絶望的な考え方から、「認知症になってからも、一人一人が個性と力を発揮し、地域で仲間とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」という、希望ある新しい考え方根底から切り替えていくため、国の基本計画では「新しい認知症観」という言葉が使われていますが、本市では「希望ある認知症観」として位置付けています。

#### 従来の認知症観

- ・他人ごと。自分にはかかわりがない。
- ・本人には分からない。できない。
- ・支援してあげる。支援が必要な人。

#### 希望ある認知症観

- ・自分ごと。自分にも関わりがある。
- ・本人なりに分かる。できることがある。
- ・力を活かして活躍する。支え合う。



## 2-4 施策の体系図

### 目指すまちの姿

安心して認知症とともに生きることができるまち

#### 基本理念

- (1) 全ての認知症の人が基本的人権を持つ個人として、個性と能力を生かし、希望を持って自分らしく暮らし続ける
- (2) 認知症とともに生きることへの理解を深め、世代や立場を超えて暮らしやすいまちを共創する



#### 施策を進める上での基本方針

- 認知症の人の経験や声に基づいて施策を共に考えること
- 認知症を誰もが自らに関わりのあることとして捉えること
- 「希望ある認知症観」に立ち、施策の方向性を検討すること
- 世代や分野を超えた連携により、地域全体で横断的に取り組むこと

◆重点目標1～3は、連動しながら、総合的に取組を進めています。

#### 重点目標

1

希望ある認知症観の普及と理解の深化

#### 重点施策

- ・認知症の人の本人発信と本人参画の推進
- ・条例の基本理念の普及・啓発
- ・学び合いの機会の創出

2

一人一人の個性と力を生かした社会参加の促進

- ・認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ・認知症になってからも活躍することができる多様な機会の創出
- ・介護をしながら働き続けられる環境整備の推進

3

安心して思いを伝えられる環境づくりの推進

- ・認知症の人同士・家族同士が出会いつながりあう機会の創出
- ・認知症に関する情報の発信
- ・意思決定支援の理解の促進と実践の推進

## 第3章 重点目標と重点施策、主な取組、成果指標

### 重点目標1 希望ある認知症観の普及と理解の深化

#### ● 認知症の人の声からみた現状と課題

「（認知症になり）色々なことができなくなってしまうと思った」「自分でもおかしいなと思ったけれど、恥ずかしいという気持ちがあって病院に行くまでに3年かかってしまった」といった認知症の人の声から、“認知症になると何も分からなくなり、できなくなる”という考え方が社会に根強く残っていることが分かります。そのため、認知症になることを受け入れる事が難しい状況につながっています。

#### ● 取組の方針

地域や職場、学校教育の場等さまざまな場面で、生涯を通じて、一人一人が、認知症の人の姿や声から、認知症とともに生きることについて考え、話し合い、学び合う機会を創出し、認知症になってからも、一人一人が個性と能力を発揮し、地域で仲間とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「希望ある認知症観」の普及と理解の深化を促進します。

### 重点施策

#### 1. 認知症の人の本人発信と本人参画の推進

認知症の人が講座や講演会、研修、市の認知症施策を検討する場等で、自らの経験や思い、考え方等を発信できる機会を広げ、認知症の人の声や姿から認知症とともに生きることの理解を深めるための取組を行います。さまざまな場面や方法で認知症の人の声を聴く取組を継続的に行い、認知症施策への本人参画を進めます。

#### 2. 条例の基本理念の普及・啓発

条例の考え方やそれぞれの役割への理解を深めるため、さまざまな機会や媒体を活用し、普及・啓発に取り組みます。「希望ある認知症観」や、世代や立場を超えて、創意工夫により新たな発想、取組、仕組みを創出する「共創」といった条例の基本理念を、認知症の人の声や、実際の取組事例等を通じて分かりやすく伝えます。それにより、一人一人が認知症を自分にも関わりのあることとして捉え、立場を生かしてできることを考えるきっかけづくりを行います。

#### 3. 学び合いの機会の創出

子どもから大人まであらゆる世代の人々が、認知症とともに生きることへの理解を深め、それ

その個性や能力を生かし支え合う意識を育むための取組を進めます。そのために、認知症の人の声をもとに作成した冊子や動画等を活用し理解を深める機会を創出するとともに、教育分野や産業分野と連携・協働し、生涯を通じた学び合いや交流の機会を創出する取組を進めます。

## 主な取組

- ・認知症の人が講師となる出前講座の開催
- ・動画や冊子等多様な方法での希望を持って生きる姿の本人発信
- ・介護サービス事業所等と協働による認知症の人の声を聴く取組の推進
- ・地域活動の担い手への理解促進のための普及啓発の実施
- ・生活関連事業者（公共交通機関や商業者等）に対しての理解促進のための普及啓発の実施
- ・学校教育および生涯学習を通じた福祉教育の実施

## 成果指標

- ・**アウトプット指標**（目標に向けた取組の実施状況）(単位：延べ人数/年、延べ回数/年)

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
会議や検討会、講演会等に参画した認知症の人の数	20人	30人
認知症とともに生きることについて学び合う会の回数と人数	回数：7回 人数：451人	回数：12回 人数：700人

- ・**アウトカム指標**（目標の達成状況）

指標
認知症になってからも、希望を持って自分らしく暮らし続けることができると思う人の割合

# あなたへ

～認知症のわたしたちから伝えたいこと～



認知症の人同士が集まり、「認知症になってからも自分らしく暮らし続けるために、何が大切か」について語り合い、その声をもとに、冊子をつくりました。話し合いの中では、こんな声がありました。

- ・「診断されたときは『自分が認知症に?』と思い、できなくなることばかりが頭に浮かんだ」
- ・「認知症になってからも“できること”はある。前を向いてやっていきたい」
- ・「“認知症”という言葉だけで人を決めつけてほしくない」

こうした想いが詰まったものが、『あなたへ～認知症のわたしたちから伝えたいこと～』です。

認知症になってからも、自分らしく暮らし続けるためのヒントやメッセージが込められています。

## 重点目標2 一人一人の個性と力を生かした社会参加の促進

### ● 認知症の人の声からみた現状と課題

「スーパーの自動精算機の操作がわからず、支払いができない」「バスに乗る時のお金の支払いが分かりづらい」という物理的なバリア（障壁）や、「物を選ぶときの情報量が多く、混乱してしまう」という情報のバリア、「（若年性認知症になり）お客様との待ち合わせの時間に間に合わないことがあり仕事を辞めざるを得なかった」という意識上のバリア等、認知症の人の暮らしの中にはさまざまなバリアがあることが分かります。これにより、あらゆる社会参加の機会の減少や参加を躊躇する要因につながっています。

### ● 取組の方針

認知症になってからも安心して外出や買い物、趣味活動、地域活動、ボランティア活動等、希望する社会参加が続けられるよう取組を進めます。そのために、認知症の人や家族等の経験や声をもとに、暮らしに関わる多様な分野や立場の人と創意工夫を重ねながら、誰もが安心して社会参加を続けられる環境づくりを推進します。

### 重点施策

#### 1. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

多様な分野や立場の人と連携・協働し、認知症の人や家族の声から暮らしの中にあるさまざまなバリア（物理的・情報面・意識上のバリア等）を知り、必要な配慮を得ることができる環境づくりを進めます。また、認知症の人自身がバリアを解消するために行っている工夫等についても集め、さまざまな視点からバリアフリー化に向けた取組を推進します。

#### 2. 認知症になってからも活躍できる多様な機会の創出

若年性認知症を含む認知症の人が、現在働いている事業所等で働き続けられることや、これまでの経験や能力を生かして、活躍できる機会を創出するための取組を進めます。そのために、介護サービス事業所をはじめとした事業者等と連携し、認知症の人が自ら希望する活動や挑戦を実現できるよう、取組を進めます。

#### 3. 介護をしながら働き続けられる環境整備の推進

令和7年4月に施行された育児・介護休業法に基づき、家族等が介護をしながらも働き続けられるよう取組を進めます。そのために、介護がはじまる前から、介護休暇・介護休業制度や介護保険制度等の介護に関する社会資源の情報を得られるよう産業分野の関係機関・団体等と連携・協

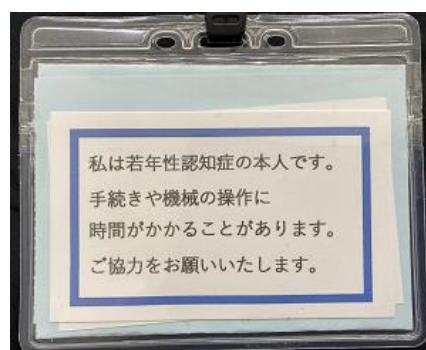
働き周知を進めます。また、家族等の経験や声をもとに、仕事と介護の両立に必要な支援や環境について、産業分野の関係機関・団体等と共に考える機会を設け取組を進めます。

## 主な取組

- ・認知症の人の参画によるバリアフリー化の検討会の開催
- ・早期の段階での認知症の人の社会参加の促進に向けた府内や関係機関等の連携強化
- ・生活関連事業者（交通やお店等）に対しての理解促進のための普及啓発の実施（再掲）
- ・資料や説明、情報発信方法等の見直しによる情報のバリアフリー化の推進
- ・安全に外出を続けるための河川や水路、道路の整備
- ・災害時の備えに向けた関係者による検討会の開催
- ・ヘルプカード等の活用促進に向けた普及啓発の実施
- ・認知症の人の工夫についての普及啓発の実施
- ・認知症になってからも働き続けられるよう事業者への理解促進のための普及啓発の実施
- ・認知症の人の希望・挑戦する活動を支援
- ・仕事と介護が両立しやすい環境づくりに向けた事業者への支援
- ・介護離職防止に向けた環境整備（介護休暇、テレワークの導入等）の促進について事業者への周知啓発の実施

### ヘルプカード

自分が行きたいところに安心して出かけ、やりたいことをスムーズにできるために、認知症の人が使うカードです。カードには周りの人ちよつと手助けしてほしいことや、連絡先、お願いしたいことを書いておき、必要な時だけ見せて使います。



実際に認知症の人が使っているカード

使うメリット：

- ・外見からは気づいてもらいくらいにくいことを、カードで人に伝えることができる
- ・困りごと、お願いしたいことを伝えることができる
- ・カードに書いておけば、忘れても確認できて安心
- ・言葉が出づらくてもカードがあればスムーズに伝えられる
- ・普段から外出する時に持ち慣れていると、緊急時や災害時の備えになる

## 成果指標

### ・アウトプット指標（目標に向けた取組の実施状況）

(単位：延べ回数/年)

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
バリアフリー化に向けた検討会を開催した回数	-	5
家族等の声をもとに仕事と介護の両立について検討した回数	-	3

### ・アウトカム指標（目標の達成状況）

指標
認知症の人が外出や買い物、地域活動等の自分のやりたいことを実現できていると思う人の割合

## 企業との共創の取組～分野を超えたつながりから社会参加が促進～

有限会社塚本興業は、日頃から高齢者と接する機会が多いことから、認知症への理解を深めるために社内で認知症サポーター養成講座を実施しました。講座をきっかけに、「自分たちにできることは何か」を考え、一步ずつ取り組みを進めています。

同社では、SDGsの取り組みとして、回収した野菜くずを堆肥にし、野菜を育てる資源循環型の活動を行っています。この活動の一環として、認知症の人と一緒にじゃがいもやさつまいもの植え付けや収穫などの農作業に取り組んでいます。収穫した野菜は、ご本人やご家族とともにマルシェで販売し、楽しみながら“共に”活動しています。



### ～塚本興業の職員さんの思い～

認知症の方と一緒に活動をさせていただくことで色々なことを学ばせていただいております。素晴らしいなあと思うことは、みなさん「認知症」をマイナスに捉えず、前向きに、しっかりその症状と向き合っていることです。これはこのような活動をさせていただかなければ気づけないことでした。こちらは勉強にもなりますし、毎回楽しんでいただけるので、お互いに良いことに繋がるのではないかと思います。

## 重点目標3 安心して思いを伝えられる環境づくりの推進

### ● 認知症の人の声からみた現状と課題

「認知症の情報があふれていて、そういう情報を読むと、この先のことが不安になる」「認知症であることをみんなに言うのはまだ抵抗がある」「友達にも言えず、誰に相談して良いのかわからなかった」等の認知症の人の声から分かるように、これから暮らしへの不安や自分自身のことを周囲に伝えたり、相談することができず、希望ある暮らしを考えていくことが難しい状況につながっています。また、「私に何も説明がなく、自分のことを決められたことが悲しかった」という声から、自分自身に関する事を自分で決めることができていない現状があり、認知症の人の意思が十分に尊重されていない状況につながっています。

### ● 取組の方針

認知症になった（かもしれないと思った）ときに、必要な人に認知症である（かもしれない）ことや、暮らしの中で感じている思い等を、安心して伝えることができ、自分らしく暮らし続けることや、自分のことを自分で決められるための環境づくりを進めています。認知症の人が自分の思いを伝えることが難しくなってからも、尊厳や思いが尊重される体制づくりを進めます。

### 重点施策

#### 1. 認知症の人同士・家族同士が出会いつながりあう機会の創出

認知症の人や家族等が、診断を受けてから早い段階で同じ立場の人と出会い、経験者としての気づきや知恵、よりよく暮らし続けるための情報を分かち合えるよう取り組みます。そのために、認知症の人同士・家族同士がつながりあえる多様な機会を創出し、ピアサポートの充実に向けた取組を進めます。

#### 2. 認知症に関する情報の発信

認知症になる前から認知症に関する理解を深め、一人一人ができる健康づくりや、これから暮らしに関する備えを進められるよう取り組みます。もの忘れ等、自分自身の変化を感じたときや、診断を受けたとき等の必要なときに、相談窓口や支援等に関する情報、自分らしく暮らし続けるために必要な情報の発信を行います。そのために、認知症の人や家族の声を聴きながら、情報の内容を継続的に確認・更新します。

### **3. 意思決定支援の理解の促進と実践の推進**

認知症の人が自分のことを決めるにあたり、一人一人に合わせた意思決定支援（自分の思いや希望をもとに、自分で決められるように支えること）を行います。そのために、関係機関等だけでなく、認知症の人の暮らしに関わるさまざまな人々が、人権や意思決定支援の大切さを理解できるよう、普及・啓発に取り組みます。また、関係機関等が連携し、意思決定支援に関する理解を深め、その理解が実際の支援に生かされるよう、実践に向けた取組を進めます。こうした取組を通じて、認知症の人が必要な支援を受けながら、自分らしく暮らし続けられるよう、支援体制の質の向上に努めます。さらに、認知症の人の家族等も、自分らしく暮らし続けられるよう必要なときには適切な支援を受けられる環境の整備に取り組みます。

#### **主な取組**

- ・認知症の人同士が集い、交流する本人ミーティングの開催
- ・家族同士が集い、交流するケアラーズカフェの開催
- ・若年性認知症の人同士・家族同士が交流する「さくらの会」の実施
- ・認知症の人や家族等が、必要な支援や相談先を知るために道標となるガイド「認知症ケアパス」の普及と内容の充実
- ・資料や説明、情報発信方法等の見直しによる情報のバリアフリー化の推進（再掲）
- ・人権に関する理解を深める研修の開催
- ・意思決定支援についての基本的な考え方についての普及啓発の実施
- ・関係機関向けの意思決定支援の研修の開催
- ・適切なケアマネジメントの推進

## 成果指標

### ・アウトプット指標（目標に向けた取組の実施状況）

(単位：延べ人数/年、延べ回数/年)

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
認知症の人同士の交流会等への認知症の人の参加人数	86人	118人
家族同士の交流会等への家族参加人数	91人	106人
意思決定支援について学び合った回数と人数	回数：1回 人数：28人	回数：3回 人数：60人

### ・アウトカム指標（目標の達成状況）

指標
自分が認知症になったとき、身近な人に気持ちを伝えられると思う人の割合

## 第4章 計画の推進にあたって

### 4－1 計画の推進体制・進行管理

本計画は、市と市民、事業者、関係機関が、条例に定めるそれぞれの役割を担いながら、連携・協働し推進します。

市全体で持続発展的に取組を進めていくため、「認知症施策庁内連携会議」を開催し、庁内の関係部署とも連携・協働し施策を推進します。

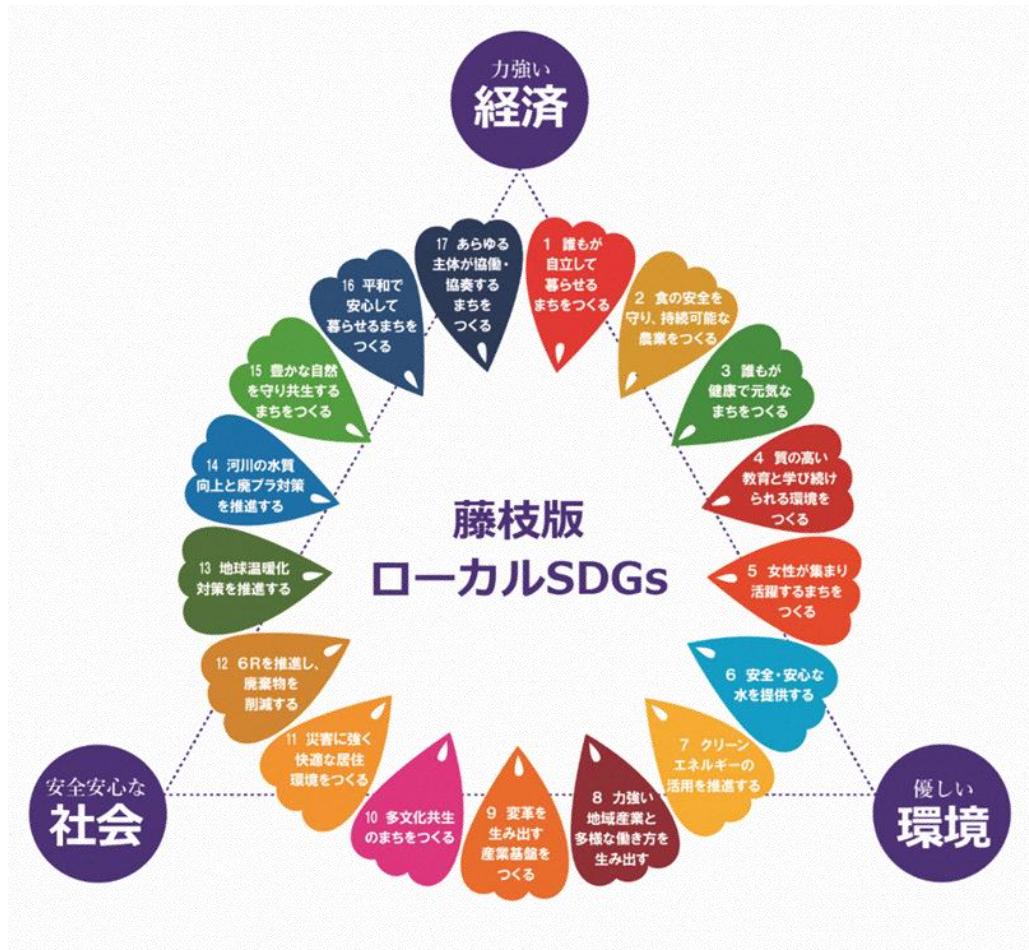
計画の達成状況の点検・評価にあたっては、施策の進捗状況を改善する仕組み（P D C Aサイクル）を確立し、効果的・効率的に計画を推進します。

毎年度、「藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会（条例第10条）」において、計画の達成状況を点検・評価し、進行管理を行うとともに、計画期間の最終年となる令和11年度に事業実績、実施状況や効果等、計画全体の総合評価を行い、次期計画に反映します。

## 4-2 SDGsの推進

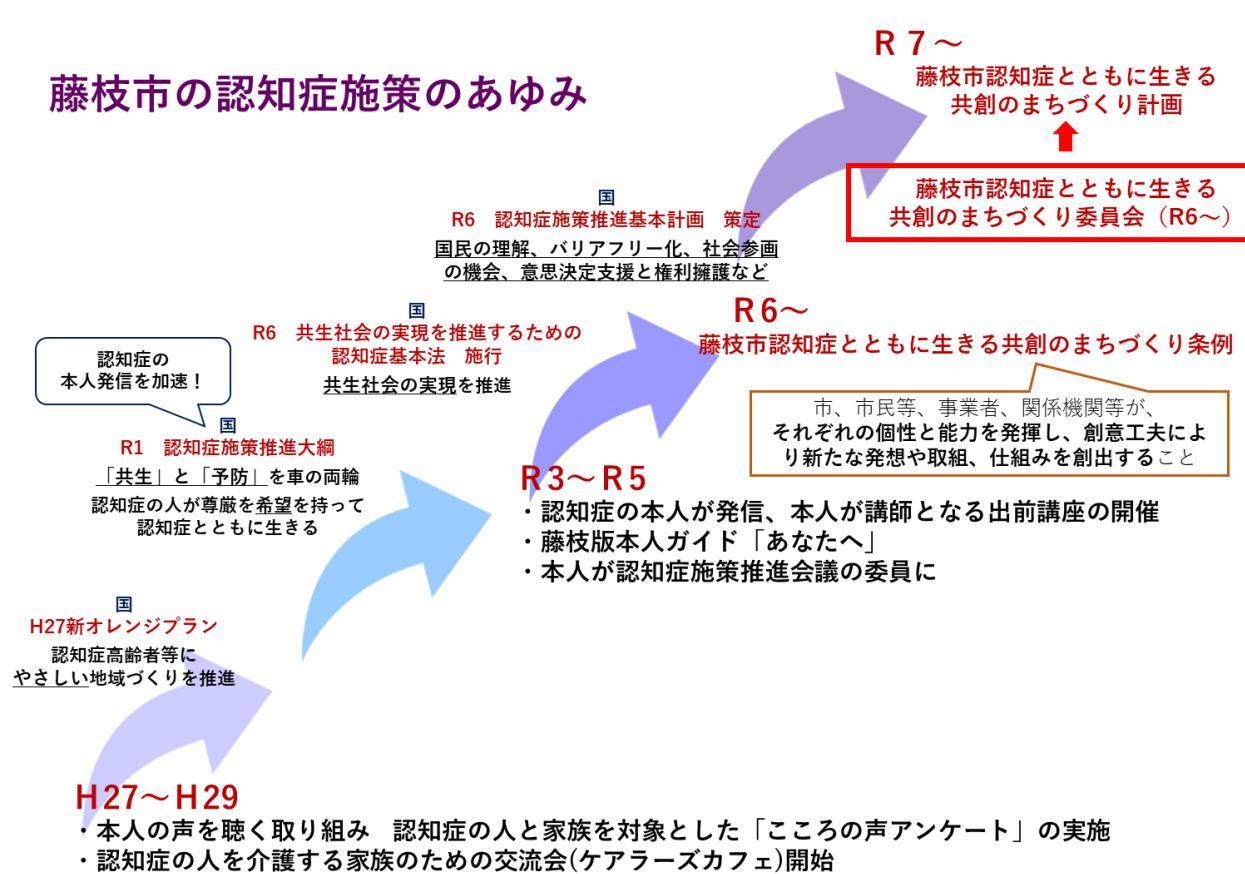
本市では、SDGs（持続可能な開発目標）の実現に貢献するため、市として取り組むべき目標を“藤枝市独自の17の目標(ローカルSDGs)”として設定しています。本計画に基づく施策・事業についても、ここで示したローカルSDGs実現の取組の一環として位置づけ、その推進を図ります。

本計画の基本的な方針に関わるローカルSDGsのゴールは、以下の8項目です



## 第5章 資料

### 5-1 藤枝市のこれまでの認知症施策の経過



## 5 – 2 国の動向について

### ● 認知症基本法

令和6年1月に「認知症基本法」が施行され、令和6年12月には、認知症基本法に基づく「認知症施策推進基本計画」が策定されています。

#### 【認知症基本法の主なポイント】

##### ■ 第1条（目的）

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に施行し、認知症の本人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（=共生社会）の実現を推進。

##### ■ 第3条（基本理念）

- ① すべての認知症の人が基本的人権を持つ個人として自分の意思で生活できること。
- ② 国民が認知症の正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。
- ③ 日常生活・社会生活の中で障壁を除去することで、自立した生活や意思表明・社会参画の機会が確保されること
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重し、良質で適切な切れ目のないサービスが提供されること。
- ⑤ 適切な支援により、認知症の人及び家族等が地域において、安心した日常生活を営むことができること。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究を推進すること。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他関連分野における総合的な取り組みを行うこと。

## 【認知症施策推進基本計画の主なポイント】

### ■ 自分ごととして考える

自分自身やその家族が認知症であることを周囲に伝え、自分らしい暮らしを続けていくためにはどうすべきか考える時代

### ■ 認知症基本法に基づき、共生社会の実現に向け認知症施策に関する全ての取組を推進

認知症の人を起点に施策を推進

### ■ 一人一人が「新しい認知症観」に立つ

認知症になつたら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方

### ■ 認知症の人と家族等が参画し、共に施策を立案、実施、評価

認知症の人の工夫や経験を生かし、地域の多様な主体と共に対話を重ね、施策の立案から実施、評価までのプロセスに参加することを通じて、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための施策を推進。

### ■ 多様な主体が連携・協働、社会全体で取り組む

多様な主体がそれぞれの役割を担い、創意工夫しながら認知症の人の暮らしに関わる様々な分野が横断的に取り組む。

## 5－3 藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり条例

今日、認知症に関する社会の考え方（以下「認知症観」という。）が大きく変わってきています。令和6年1月1日には国による法整備がなされ、認知症の人がその個性と能力を發揮し、社会の対等な構成員として、ともに活躍し支え合う、新しい認知症観に基づく共生社会の実現に向けた取組が推進されています。

藤枝市においても、「認知症の人とともに築く地域づくり」を認知症施策の基本とし、認知症の人同士が集い自らの体験や希望を語り合う機会や認知症の人がその姿と声を通じて、認知症とともに暮らす中での思いや考えを発信する機会の創出に取り組んでおり、認知症の人が暮らしやすいまちづくりに必要な役割を担っています。認知症の人を含む全ての市民等が世代や立場を超えて、共に創る共生社会の実現を目指し、中長期的に認知症施策を推進するため、この条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、市が行う共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づく認知症施策（以下「認知症施策」という。）の基本理念、市の責務並びに市民等、事業者及び関係機関等（以下「多様な主体」という。）の役割その他の認知症施策の基本となる事項を定めることにより、全ての市民等が安心して認知症とともに生きることができるまちづくりを共創により推進することを図り、もって全ての市民等が個性と能力を發揮し、自分らしく暮らすことができる活力ある共生社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 法第2条に規定する認知症をいう。
- (2) 市民等 市内に居住、通勤又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (4) 関係機関等 医療、介護、福祉、保健、法律その他の生活に関連するサービスであって、認知症の人の支援となるものに携わる機関又は事業者をいう。
- (5) 共創 市及び多様な主体がそれぞれの個性と能力を發揮し、創意工夫により新たな発想や取組、仕組みを創出することをいう。

### （基本理念）

第3条 認知症施策を推進するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、その個性と能力を十分に發揮し、様々なことに挑戦し、自分らしく暮らし続けること。
- (2) 認知症とともに生きることへの多様な主体の理解を深め、世代や立場を超えて、全ての市民が暮らしやすいまちを共創すること。

### （市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、認知症施策の実施に当たり、常に認知症の人の視点に立ち、認知症の人並びにその家族及び認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）の意見を聴き、法第13条の規定に基づく計画の策定、その実施及び評価をするものとする。

### （市民等の役割）

第5条 市民等は、認知症とともによりよく暮らすための備えとして、認知症に関する正しい知識及び認知症の人の発信をもとに認知症の人に関する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 認知症の人を含む全ての市民等は、相互に支え合い安心して社会参加を継続できるよう努めるものとする。

3 認知症の人は、多様な主体が認知症とともに生きることへの理解を深められるよう自らの意思に基づき、経験、思い及び考えを発信するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その従業員が認知症とともに生きることへの理解を深めるために必要な教育や研修その他の学びの機会を設けるとともに、サービスの提供に当たり、認知症の人の意向を重視し、必要かつ合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人及び家族等の状態に応じて、働きやすい環境を整備し、その雇用の継続に配慮するよう努めるものとする。

(関係機関等の役割)

第7条 関係機関等は、認知症の人の状態と意向に応じて適切なサービスを受けることができるよう相互の連携に努めるとともに、認知症の人及び家族等が、適切なサービスを選択することができるよう必要な情報の提供に努めるものとする。

(認知症とともに生きることへの理解の促進)

第8条 市は、多様な主体が認知症とともに生きることへの理解を深めるために、認知症の人の経験及び思い、考えその他の共創のために必要なことを発信し、認知症について学ぶことができる機会の創出に努めるものとする。

(社会参加及び社会参画のための環境の整備)

第9条 市は、認知症の人の視点に立ち、認知症の人が生活する上で障壁となるものをなくし、安全かつ安心して社会参加及び社会参画ができる認知症バリアフリーな環境の整備に努めるものとする。

2 市は、家族等が働きやすい環境及び健康でよりよく暮らし続けるための環境の整備に努めるものとする。

(藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会)

第10条 市は、この条例に基づき安心して認知症とともに生きることができるまちづくりを共創により推進するために、必要な事項の調査及び審議を行うため、認知症の人及び家族等が参画した藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会（以下「委員会」という。次項において同じ。）を設置する。

2 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(その他の事項)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 5－4 藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり条例（令和6年藤枝市条例第8号）第10条第2項の規定に基づき、藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 認知症の人 2人以内
- (2) 認知症の人の家族及び認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者 2人以内
- (3) 認知症施策に関し深い理解、識見等を有する者 16人以内

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長がこれを指名する。
- 4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (意見の聴取)

第6条 委員会は、調査及び審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (部会)

第7条 委員会は、計画の策定、その実施及び評価を効率的に行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 前2項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 5-5 藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員名簿

分野	氏名	職（所属）等
認知症の人	永井 三彦	認知症とともに生きる人
家族	長野 雅子	認知症の人の家族
家族	金子 修芳	認知症の人の家族
学識経験者	◎堂園 俊彦	静岡大学 教授
志太医師会	○山崎 健司	山崎クリニック
志太医師会	角谷 和夫	すみや脳神経クリニック
藤枝市立総合病院	梅原 一恵	認知症認定看護師
藤枝市薬剤師会	原川 研美	エルデ薬局
認知症の人に優しいお店	塚本 貴生	有限会社 塚本興業
藤枝商工会議所	山内 一彦	藤枝商工会議所 常務理事
藤枝警察署	西尾 光博	生活安全課生活安全対策係長
民生委員・児童委員協議会	亀澤 幸子	藤枝第二地区
藤枝市介護支援研究会	嵐口 弘敏	第2開寿園居宅介護支援事業所
認知症対応型共同生活介護事業所連絡会	廣住 友佳	セントケアホームいながわ
藤枝市介護福祉士会	小沼 克典	介護老人保健施設ユニアケア岡部
地域包括支援センター	内村 宣子	地域包括支援センターふじトピア
地域包括支援センター	夏賀 則子	地域包括支援センター開寿園

◎：委員長 ○：副委員長

## 5-6 他計画との連動について



出展：株式会社日本総合研究所

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策のあり方に関する調査研究事  
業」都道府県・市町村向け認知症施策推進計画策定の手引き

## 藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり計画

発行年月：令和7年11月

発 行：藤枝市

編 集：健康福祉部 地域包括ケア推進課

住 所：〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号

T E L：054-643-3225

F A X：054-643-3506

U R L：<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp>